

# 梅の宴

観光課 内線711

湯河原梅林 (幕山公園)  
1月28日(土)～3月19日(日)

## イベント案内

湯河原梅林を歩こう

3月3日・10日の各金曜日

参加費500円(申込制)

申込先(社)湯河原温泉観光協会

☎(64)1234

梅林ライトアップ

3月12日(日)まで

18時～21時

民話と名作の語り読み

毎週日曜日

13時30分～14時30分

幕山公園内「民話の館」

野点茶席

3月5日(日)

10時～14時

(有料)300円



公園内には、食事処・飲み処・名産・特産品の売店もあります。  
交通渋滞緩和のため、梅林にお出かけの際にはなるべく臨時バスをご利用ください。  
なお、町民の方が平日に駐車場を利用する場合は、町民証を提示していただければ、駐車料金が割引となります。

【入園料】200円

(15歳以上 中学生を除く)

町民の方は、町民カレンダーについている「湯河原梅林町民入園券」をご持参ください。1枚につき1人1回無料で入園することが出来ます。

「町民証」での入園はできませんのでご注意ください。



## 春の火災予防運動

3月1日(水)～7日(火)

火災は「ちょっとした不注意」で発生します。わが国では、毎年約6万件の火災が発生し、約2千人もの尊い人命が失われています。また、火災による死者のうち約6割は住宅火災によるものです。

絶対に火災を発生させないように、また、死傷者を出さないように火災予防をお願いします。

### お知らせとお願い

春先は空気が乾燥し山林火災が発生しやすい季節でもあります。この時期は各地で多くの火災が発生し、多くの自然が失われています。

湯河原町には梅林や多数のハイキングコースなど多くの観光客やハイカーが訪れる貴重な観光資源があります。

この自然を守るため、湯河原町消防本部では乾燥時及び強風時に火災警報が発令された場合、次の区域を喫煙禁止区域として指定します。山林火災の予防にご協力をお願いします。

- |               |               |                     |
|---------------|---------------|---------------------|
| 1 天照山ハイキングコース | 2 白銀山ハイキングコース | 3 城山ハイキングコース        |
| 4 幕山ハイキングコース  | 5 南郷山ハイキングコース | 6 湯河原梅林公園           |
| 7 城山公園        | 8 星ヶ山公園       | 9 神奈川県立真鶴半島自然公園特別区域 |

### 平成17年湯河原町火災状況

| 火災件数 |     | 出 火 原 因 |          |     |     |    |
|------|-----|---------|----------|-----|-----|----|
| 内 訳  | 合 計 | 32件     |          |     |     |    |
|      | 建 物 | 18件     | 放火及び疑い   | 11件 | 焚き火 | 3件 |
|      | 林 野 | 1件      | コンロなどの放置 | 4件  | 火遊び | 1件 |
|      | 車 両 | 3件      | たばこ      | 3件  | 不明  | 1件 |
|      | その他 | 10件     | ろうそく     | 1件  | その他 | 8件 |

### 春季火災予防運動統一標語

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

## 3月1日～7日は 全国山火事予防運動

山火事予防運動統一標語 『火の用心 森の恵みを 未来まで』

この運動は、山火事発生危険期に毎年行っており、山火事予防意識の啓発を図ると共に予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全の向上に役立っています。



## 消防団員募集



【湯河原町消防団では、消防団員を随時募集中です】

大地震などの広域災害時には特に消防団の果たす役割は大きく、地域防災の中核としてその活躍が期待されています。しかしながら、その一方で消防団員数が減少しており、その充実強化が課題となっています。消防団ではこの課題に対処するため様々な施策を推進しているところですが、最も大切なのは地域に暮らす皆さんの消防団活動に対する理解と協力であり、一人ひとりが地域の安全に対して関心を持つことです。

「自分たちの町は自分たちの手で守る」という理念に基づいた「消防団」に入ってあなたも地域防災の担い手になりませんか？

【湯河原町消防団では、こんな人を求めています】

- ・湯河原町内に住んでいる、又は勤めている人
- ・年齢18歳以上で健康に自信があり、やる気のある若い人
- ・防火・防災ボランティアに関心があり、郷土(湯河原町)を愛している人



【消防団入団後の待遇など】

消防団員の身分は、非常勤(特別職)の地方公務員です。

報酬、出場手当などの支給・退職報償金の支給(5年以上勤務した場合)・消防団活動に必要な被服等の貸与・消防団活動中の負傷などの補償制度(公務災害補償・福祉共済制度)・功労、功績があった場合の表彰制度があります。

【事業所・事業主の皆さんへのお願い】

湯河原町の消防団員の半数以上は事業所などに勤務している、サラリ・マン団員です。

団員が仕事に災害のため出勤したり、職場を休んで訓練などに参加することはなかなか大変なことです。団員の皆さんは、日頃自分の仕事を持ちながら社会に貢献するために頑張っています。

消防団の活動にご理解をいただき、消防団員の皆さんが積極的に消防団活動に参加できるようご理解、ご協力をお願いします。

【問合せ】消防本部総務課 ☎63-5121